

西部

海区短信

Vol. 8

青森県海区漁業調整委員会事務局

平成22年11月10日



はじめに

第19期18回西部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）前田、工藤、富田、中川、川山、後藤、成田、
阿部、森、角田、立石、野坂

欠席委員（敬称略）西崎、古川、未永

開催日時：平成22年11月8日（月） PM1:30～2:25

開催場所：青森市 アラスカ会館 3階「エメラルド」



議 題

1. 西部海区委員会指示第5号に係る委員会指示違反（津軽海峡三厩沖）について

平成22年10月1日の早朝に、A漁協所属B氏所有のはえなわ漁船1隻が平成22年5月17日付けの西部海区委員会指示第5号（津軽海峡三厩沖におけるまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業制限）に違反してまぐろはえなわ操業を行っているところを県取締船「はやかせ」（総トン数49トン）が確認したと、県農林水産部水産局水産漁業振興課から報告があり、本委員会において審議を行いました。

《審議の結果》

本委員会において、「昨年度に開催されました委員会において、同様の事案について審議が行われた結果、違反操業を行った漁業者4人に対して、当該委員会指示に従うべき旨の命令をだしてほしい（一般に「知事の裏付け命令」という。）と県に申請したことに鑑み、1回の違反事実の確認ではあるが、同様に県に対して、知事の裏付け命令を申請すべきである」という意見や、「委員会指示に違反する行為に対しては厳格に対処すべきである」という意見が出され、審議の結果、漁業法第67条第8項の規定により、本委員会から県に対して知事の裏付け命令を申請することになりました。（平成22年11月9日付けで県知事へ申請）

2. 西部海区漁業調整委員会陸奥湾ホタテガイ養殖現地調査結果について（報告）

去る平成22年10月15日に、本委員会前田会長他5名の委員が参加して実施されました現地調査結果については、下記のとおりでした。

記

(1) 青森市漁協からの聞き取り調査結果

日 時 平成22年10月15日 10:00～

場 所 青森市漁協本所

出席者 青森市漁協側 佐藤業務課長、竹谷総務課長
西部海区委員会 前田会長、山口事務局長

調査結果の概要

青森市漁協5支所の中で、久栗坂支所を除いて、ホタテガイ稚貝がかなりへい死しているとのことで、ホタテガイ養殖漁業者からは、来年春の天然採苗が順調に推移するののかとの不安と、来年度の半成貝生産の大幅な落ち込みによる、収入減に伴う漁家経営面での支援が要望されているとのことであった。

(2) 平内町漁協清水川支所のホタテガイ養殖現地調査結果

日 時 平成22年10月15日(金) 13:00~

調査場所 平内町漁協清水川支所管内前沖

(調査施設) 平内町漁協所属組合員 阿部市範氏(海区委員)のホタテガイ養殖貝

参加者 西部海区漁業調整委員会

前田会長、工藤委員、後藤委員、阿部委員、立石委員、野坂委員、事務局長

調査結果の概要

前田会長他5名は、阿部委員所有の漁船に乗船し、平内町清水川地区口広漁港を出港した。

清水川支所前沖において、阿部委員が垂下養殖している「平成22年産稚貝」と「平成21年産耳吊り貝」の各1連を引き揚げて調査を行った結果、稚貝の平均へい死率は62.3%、耳吊り貝のへい死率は96.3%と、耳吊りした新貝のへい死率が予想以上に高かった。また、付着物を除去して籠に入れ替えた貝も相当へい死しているとのことであった。

帰港後、清水川支所の会議室において、参加した委員間で意見交換を行い、最後に前田会長から本日の調査結果を次回の委員会で報告し、県から今後の対策等について説明を受けることにして現地調査を終了した。(調査報告書は別紙1)

3.平成23年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について(報告)

平成22年10月21日に、石川県で開催されました平成22年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議において、日本海ブロック関係海区委員会から提出されました平成23年度全漁調連日本海ブロック要望事項(13件)について協議が行われました。

協議の結果、本委員会から提出いたしました「大中型まき網漁業の操業の適正化について」(別紙2)と「小型いか釣り漁業と旧中型いか釣り漁業との集魚灯の光力削減に係る協議の促進等について」(別紙3)の2件は採択となり、来る12月上旬に開催されます全漁調連正副会長会議へ上申されることになりました。

次会の開催予定

開催時期 12月8日(水曜日) 開催場所 青森市内

編集後記

もう冬の便りがあちらこちらで聞かれるようになりましたが、あの悪夢のような暑かった日々がウソのようです。まだ、やはり夏の疲れが身体のあちこちに残っていますが、水産生物へ与えたダメージは相当大きかったようで、陸奥湾のホタテガイの成貝、新貝及び稚貝が大量へい死しています。一方、昨年の中頃は、大型クラゲが本県沿岸に大量に来遊して、定置網漁業等へ大きな漁業被害を与えていたのが今年には皆無となっていますが、その他の魚種も来遊していないようで、日本海沿岸の浜は不漁に見舞われています。

「来年春のホタテガイの天然採苗がどうなるのか」、「豊穰の海はどこへ行ったか」と、年の瀬が近づく中、養殖・漁船漁業者の切なる声が聞こえてきます。(文責 山口)

<p>連絡先 青森県海区漁業調整委員会事務局 TEL : 017 - 7 3 4 - 9 8 5 1 FAX : 017 7 3 4 8 1 6 6</p>

西部海区漁業調整委員会陸奥湾ホタテガイ養殖現地調査結果について

1. 青森市漁協の聞き取り調査

- (1) 日 時 平成22年10月15日 10:00～
- (2) 場 所 青森市漁協本所
- (3) 出席者 青森市漁協側 佐藤業務課長、竹谷総務課長
西部海区委員会 前田会長、山口事務局長

(4) 調査結果の概要

佐藤業務課長等から青森市漁協管内のホタテガイのへい死状況等を聞き取りしたところ、以下の状況とのことであった。

奥内支所では沖合の調査が行われたようであるが、その他の支所については、まだ調査が行われていないので、管内全体の状況については正確に把握していない。

組合員の話しによると、久栗坂支所には稚貝がそこそこに生きている人もいるようであるが、残りの4支所ではかなりへい死しているとのことである。特に奥内支所及び油川支所のへい死状況はひどく、生きている稚貝は、ほとんどない状況となっているとのことである。

奥内支所では、稚貝を収容していた施設(パールネット)を引き揚げて整理し始めた漁業者もいるとのことである。

稚貝がへい死した養殖漁業者からは、組合において稚貝をなんとか確保出来ないかと要望されているが、稚貝のへい死が湾内全域に及んでいることから、他漁協から融通してもらうことは難しいのではないかと考えている。加えて、他の漁協管内で、産卵母貝(新貝・成貝)がかなりへい死していることから、来年春の採苗が順調に推移するのか心配している。

とにかく、問題は分散用の稚貝が大幅に不足し、来年春の半成貝の生産が大幅に落ち込むことが確実となっていることから、それに向けた漁家への支援等を近々に市役所と県に要望しなければと考えている。

最後に、前田会長から、本日午後から平内町清水川地区で現地調査を行うこととしており、その調査結果等を踏まえて、西部海区委員会において、県から今後の対応等について報告を受けるとともに、必要な対策を要望していきたい旨の発言がなされた。

2. 平内町漁協清水川支所のホタテガイ養殖現地調査

(1) 日 時 平成22年10月15日 13:00~

(2) 調査場所 平内町漁協清水川支所管内

(調査施設) 平内町漁協所属組合員 阿部市範氏(海区委員)の養殖貝

(3) 参加者 西部海区漁業調整委員会

前田会長、工藤委員、後藤委員、阿部委員、立石委員、
野坂委員、山口事務局長

(4) 調査結果の概要

13:00 平内町清水川地区口広漁港に前田会長他5名の委員が集合し、
阿部委員所有の漁船に乗船し、口広漁港を出港した。

13:50 清水川沖合の養殖施設(水深18m)に到着し、平成22年
産稚貝が収容されている施設(パールネット10段、1段当
り80~100枚入れ)の引き揚げ、うち1連の上段、中段、
下段のへい死状況を調査した。1段の収容枚数を100枚とす
ると

上段 生貝 29枚(へい死率71%)

中段 生貝 50枚(へい死率50%)

下段 生貝 34枚(へい死率66%)

平均へい死率62.3%

稚貝は1.0cm~1.5cm未満で成長していなかった。

サイズは小さいが、分散した後に成長が見られる。

14:10 同沖合の養殖施設(水深27m)に移動し、平成21年産新
貝を収容している施設(耳吊り80段、2枚吊り)を引き揚げ、
うち1連のへい死状況を調査した。

生貝 6枚 死貝 154枚

へい死率96.3%

15:00 帰港後、平内町漁協清水川支所の会議室において、話し合い
が行われた。

~15:40 (主な発言)

- ・ 前田会長からは、外ヶ浜漁協管内では稚貝がかなりへい死しており、漁業者から窮状を訴えられている。今日の午前中に青森市漁協に向いて、職員から浜の状況を聞いたが、稚貝はかなりへい死しており、皆無の支所もある。また、蓬田漁協や後潟漁協でも稚貝がかなりへい死している模様との発言がなされた。
- ・ 後藤委員からは、7月に採取したものと、採取後、24～25ヒ口(36～37m)の深みに沈めたものは、そうへい死していないようであるとの発言がなされた。
- ・ 工藤委員からは、調査した稚貝を見た感じでは、サイズは小さいが、分散後において成長が十分見込めるのではないかとの発言がなされた。
- ・ 阿部委員からは、10月初めに、平成21年春に平成20年産稚貝150万枚を放流した地まき漁場周辺を県に潜水調査をしてもらったところ、おおよそ3割ぐらいの生存率と言われた。他の地区の地まき貝もへい死しているのではないかとの発言がなされた。
- ・ 立石委員からは、へい死は湾内全域に及んでおり、稚貝はもとより、丸籠に入れ替えた貝や耳吊りした貝がかなりへい死している事態を受けて、県漁連やむつ湾漁業振興会では、県や関係機関に対し、今回の窮状を訴え、その支援対策を要望するなど一生懸命に対応している。来年の春に産卵する母貝が確保できるかを心配しているとの発言がなされた。
- ・ 野坂委員からは、野辺地漁協においても稚貝や新貝等がかなりへい死しているが、人によってその割合に差違が認められるとの発言がなされた。
- ・ 最後に、前田会長から、西部海区委員会としては、11月中に開催予定の委員会において、委員会による調査結果を報告し、県から今後の対策等について説明を頂戴することとし、現地調査を終了し、解散した。

平成23年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について

青森県西部海区漁業調整委員会

新規要望	継続要望
議 題	大中型まき網漁業の操業の適正化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>現在、国においては、水産基本法に基づき、水産資源の持続的な利用と管理を図るための諸施策が推進されています。</p> <p>一方、沿岸漁業は、漁業資源の減少や、魚価の低迷等により益々厳しさを増している中、沿岸域では漁業権漁業を土台とした資源管理型漁業やつくり育てる漁業に積極的に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、広域的に操業する大中型まき網漁業は、このような沿岸地域における取組みに配慮することなく操業されており、近年は、主たる漁獲対象としてきたイワシ等の資源の激減に伴い、その漁獲対象種が沿岸漁業の重要な漁獲対象であるブリやクロマグロに拡大され、その漁獲圧も増加傾向にあります。</p> <p>さらに、商品価値の低い小型未成魚も少なからず混獲されているなど、資源への悪影響が懸念されています。</p> <p>現在、本県の日本海沖合は、大中型まき網漁業の操業禁止区域となっているものの隣県海域まで操業が行われており、ブリやクロマグロなどの広域的に分布回遊する魚種は、広域な海域全体での漁業管理が必要であり、小型未成魚の保護を含めたこれら資源の持続的な利用と管理を図る何らかの規制を講ずることが強く求められています。</p> <p>については、太平洋クロマグロ等の資源の適切な資源管理等を推し進めるため、次の事項について特段の配慮をされるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マグロなどの小型未成魚の混獲を防止するための漁具・漁法の開発やオプザバ-乗船による漁場移動など、沿岸漁業者へ配慮した水産資源の持続的利用と維持回復に向けた実効性のある新たな措置・対応を速やかに講ずること。 2 大中型まき網漁業へのTAC配分とその運用に関し、今後とも資源評価の取りまとめにあたっては公平性・透明性の確保に努めるとともに、生物学的許容漁獲量と乖離することのないよう、資源状況に見合ったTAC設定とその配分がなされるよう検討すること。 3 広域漁業調整委員会は設置されてから9年が経過し、現在、国が作成する資源回復計画の審議が主になされていますが、今後は、沿岸漁業者と沖合漁業者との間で、TACやTAE等を含めた水産資源の漁業管理全般について広く意見を出し合い、生物学的知見や海上での取締りの困難性を踏まえて相互の信頼関係を醸成し合意形勢を促進する場としての活用を検討していただきたい。 	

平成23年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について

青森県西部海区漁業調整委員会

新規要望	継続要望
議 題	小型いか漁業と旧中型のいか釣り漁業との集魚灯の光力削減に係る協議の促進等について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>全国いか釣り漁業協議会は、燃油高騰を背景に、平成21年1月から、省エネ対策の自主的取組として、30トン未満の小型いか釣り漁船の集魚灯の光力上限を従前の180ワットから、30トン未満から10トンまで160ワット以下、10トン未満から5トンまで120ワット以下、5トン未満で90ワット以下とする自主規制措置に取り組んでおります。</p> <p>これを受けて、県小型いか釣り漁業協議会では、省エネ操業に努めていか釣り漁業の経営安定を図るため、平成21年及び平成22年漁期において、集魚灯の光力の上限を自主規制措置まで引き下げる委員指示の発動を当西部海区漁業調整委員会に依頼する一方、県下並びに入会する他道県の小型いか釣り漁業者に対して当該委員会指示を遵守するよう指導しているところです。</p> <p>しかしながら、日本海大和碓などにおいて、中型いか釣り漁業と漁場が近接する場合があります。旧中型いか釣り漁業の現行の光力上限が250ワット以下となっていることから、小型いか釣り漁業者からは、光力を巡る操業上の問題を惹起させないためには、250ワット以下を小型いか釣り漁業の自主規制措置の上限値160ワット以下まで引き下げる必要があるのではないかと強い意見が出されています。</p> <p>つきましては、小型いか釣り漁業の経営安定のため、次の事項について特段の配慮がなされるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 総トン数30トン以上のいか釣り漁業の光力制限については、現在、制限又は条件により250ワット以下となっていますが、小型いか釣り漁業の取組みに呼応して集魚灯の光力制限を引き下げることは経費の大幅な削減になることから、国が積極的に関与し、当事者間の話し合いの場の設定や話し合いの仲介等により協議の促進を図ること。</p> <p>2 総トン数5トン以上30トン未満の小型するめいか釣り漁業は大臣届出漁業となっており、燃料多消費型漁業からの転換ということを含め、今般の光力削減に係る自主規制措置から法的規制とすること。</p>	